

# 「古田史学」とは何か

## 古田武彦氏提唱の多元史観とその学問の方法に基づく新しい歴史学

### イ. 多元史観

- ・ 古代日本には、関西を中心とする”近畿天皇家”だけでなく、九州王朝、出雲王朝、東北王朝、関東王朝などが各地にあった。中国史書に描かれている「倭国」は北部九州を中心とする“九州王朝”である。
- ・ 九州王朝（倭国）は663年（書紀）の白村江の戦いで唐・新羅連合軍に敗れ急速に勢力を失い、701年（大宝元年）に”近畿天皇家”に併合された。近畿天皇家は日本国を名乗った。

### ロ. 古田史学の方法論

- ・ 第一次史料（出来る限り同時代に近い原典や金石文）を重視し、その徹底的な史料批判を行なう。また当時の人々の立場に立ってその時代を考え、さらに考古学的事実の裏づけをとっていき、論理的な方法論（出典：「古田史学の会」入会案内より。2010年、古田武彦監修）

---

A. 「古田史学」の基本は「実証精神」

B. 「古田史学」の学問研究の方法

C. 古田武彦の学問研究の基本構造

---

### A. 「古田史学」の基本は「実証精神」

（古田武彦「直接証拠と間接証拠」『邪馬壹国の論理』朝日新聞社、1975年より抜粋）

### イ. 学問の生命

わたしは端的に言って“学問の生命は方法にある”と思っています。といっても、なにもむつかしい議論をするものではありません。

“普通の理性をもった人間なら、だれにでも理解できる平明な論理の結合”・・・つまり、論証だけの積み重ねに従い、それ以外のものはいっさい許さない・・・これにつきる、と思います。

### ロ. 認識の論理的原点は第一史料

「論理の進行」は、わたしにとって《学問の方法》として肝要の一点ですから、下記の例によって明確にさせていただきます。

- ・ たとえば、《邪馬壹国》問題。従来の定説は《邪馬臺（台）国》でした。しかし、『三国志』諸版本の史料事実はいくまで《邪馬壹国》です。したがって“それを否定するに足る論証が後代の論者たちにあるか否か”、その検証という一点にわたしの論理の焦点があります。
- ・ これに対し、多くの〈邪馬台国〉論者は、《邪馬台国》という従来の「定説」から出発してその“補強”に努めているのです。
- ・ しかし、その論者が多数であろうと少数であろうと、「論者の意見」から出発するのではなく、あくまでも「史料事実」から出発する・・・これがわたしの立場です。

認識の論理的原点は第一史料であり、論者の意見ではない。これが肝要の一点です。

## ハ. 松川事件裁判と実証精神

### 1) 広津和郎氏のこと

広津和郎さんの『松川事件』（中央公論社、一九五八年）を読んだときでした。その中で広津さんは、専門家たる裁判官の判決文のいかめしい幾多の論述にもかかわらず、ひとりの人間としての自分の理性から見て理解できぬものはけっしてうけつけぬ、という姿勢を単純に貫いておられました。

広津さんの視線は、被疑者たちの「犯行」に対する直接証拠、つまり“その犯行を論理的に証明しうる自明の証拠”なしには、被疑者たちの「犯行」をけっして認めない・・・その一点にあったのです。

### 2) 直接証拠と状況証拠の定義

わたしの「定義」を言います。

- ・《事実》に対して明確な論理関係をもつ証拠・・・それをわたしは《直接証拠》と呼びます。
- ・これに対し、“それ（上のような直接の証明力）をもたず、そのもたないところを《論者の推定》で埋めることによって、《事実》とつながる、と考えられているような証拠”・・・これが《状況証拠に類するもの》とわたしが呼んだものです。

松川事件裁判はこの状況証拠に類するものだけで被告に死刑が宣告されたのです。

### 3) 直接証拠に基づく確実な論証

この裁判について、わたしが青春時代以来、“怒っている”のは、田中耕太郎氏（裁判長）の次の言葉です・・・中略・・・端的に言えば、（裁判長）は；

- ・「被告たちの共同謀議を立証する直接証拠」は不要である・・・要は、（裁判官は事件を立証する直接証拠は不要で）「裁判官の自由心証」にもとづき、断片的な状況証拠によってそれが推認されればそれでいい。
- ・「諏訪メモ」という《直接証拠》のもつ明確な反証性を棚上げしたうえで、「佐藤一被告の実行行為参加の事実」を否定する《直接証拠》のほうを被告側に要求して、“事件を立証する直接証拠は不要だ”、と言っているのです。

（注：「諏訪メモ」＝被告・佐藤一氏が事件時、団体交渉の席上にいたことを示す、会社側諏訪課長のメモ）

「被告を有罪にする確実な論証」が裁判官の認定の中にふくまれていない。こんな不条理はありません。裁判官がいったん被告の犯行だと認定した以上、犯行現場にいなかったという「完璧な反証」がなければ処刑（死刑）にする。たとえこれが「法廷の常識」だとされていたとしても、《人間の目》からは、これは明らかに論理の逆立ちです。

「被告を有罪にする確実な論証」が裁判官の認定の中にふくまれていない。その一点に広津氏の目はハッキリと向けられていたのです。

## <実証精神>

広津氏は、裁判官に望むのは「実証精神」だ、と言い、明白な証拠なしに「犯行」を裁断されないことは国民の基本的権利だ、と言っています。

わたしは今回この本を読みかえしてみて、この本がいかに若いわたしの心肝に深く溶みとお

っていたかを確認し、胸を突かれる思いでした。なぜなら、いまのわたしの歴史学に対する、立ちむかい方は、これ以外、一点の加えうる点もないからです。

あるいは学者たちがいかに揃って“これが定説だ”と言っていたとしても、あるいは鋭利な専門家が“種々の状況証拠から見て結論はこうだ”と断言したとしても、ささやかなひとりのしろうとであるわたしの目に、それが明白な論証、自明の道理として見えないかぎり、わたしはむりにわたし自身を納得させようと思わない・・・それだけなのです。

この論文に古田武彦氏の  
確かな証拠に基づいた明白な論証  
すなわち「実証精神」に基づく学問への姿勢が示されています。

#### 【実証】

- ① 確実な証拠。確証。「一を踏まえた論」
- ② 事実によって証明すること。「一をとうとぶ」（広辞苑）

## B. 「古田史学」の学問研究の方法

(古田武彦「わたしの学問研究の方法について」『邪馬一国の証明』角川文庫、1980年。要約)

### ◎ 「邪馬台国」は大和か九州か、正しい説の見分け方

- ・その本の書かれている方法に注目し、その著者がどういう方法で、その結論に到達したかを比べる。
- ・すると、まちまちの「結論群」の中から、どれが自分の納得のゆく方法で導かれたものか分かるようになる。

### イ. 私の学問研究の原点

#### 1) 学問に対する村岡先生の姿勢を学ぶ

- ・学問の本道は、あくまでもソクラテス、プラトンの学問とその方法論にある。
- ・論理の赴くところに行こうではないか、たとえそれがいずこに到ろうとも（プラトン）。
- ・「師の説にななづみそ」（先生の説にとらわれるな）（本居宣長）。
- ・『分刻』を惜しんで学問をすべし。青年は情熱をもって学問を愛する（フィヒテ）。

村岡先生の「自己と逆の方向の立論を敢然と歓迎する」学風を尊重する。

#### 2) 親鸞研究と全用例調査の方法

- ・終戦の時、多くの人の変節を見た。親鸞はどうだったろうか、と調べることが研究の原動力となった。
- ・多くの学者が、親鸞の語った言葉に異なった解釈をしていた。どれが本当に親鸞が語った言葉だろうか。
- ・親鸞の言葉の意味を確かめるため、親鸞の全著作中からその言葉を探し出し、どういう意味で使われているかを調べた。

この時全用例を調べる方法のもつ「力」と「正当さ」を確信した。

### 3) 魏志倭人伝の原文改訂

- ・中央公論連載の松本清張氏の『古代史疑』を読んでいたが、「邪馬台国」は原文にないことに気がついた。
- ・現存している各種の三国志の版本を調べたところ、すべて「邪馬壹」だった。「邪馬臺」はなかった。
- ・しかし啓蒙的・権威ある解説書を含め、すべて「壹」を「臺」の誤りと改訂されている。但しその理由は説明されていない。
- ・親鸞を研究したとき、親鸞の文言が、後世本願寺教学のイデオロギーにより改竄されていたことを知った。
- ・倭人伝研究書を詳しく調べたところ、倭人伝においても同じように、江戸時代の国学者のイデオロギーにより、「壹」が「臺」に改竄されていることがわかった。

これは「史料処理の方法」としてあやまっている。よほどの根拠がなければ、  
原文を改訂してはならない。

あやまった方法から正しい結果は生まれない。

## ロ. 文書解読の方法

### 1) 同時代史料の重視

- ・江戸時代の国学者たちは、後漢書に「大倭王は邪馬臺国に居る」とあることから、三国志倭人伝の「壹」を「臺」に書き換え、それを根拠とした。
- ・しかし、三国志は三世紀の成立で後漢書は五世紀である。三世紀の倭国を知ろうとすれば、その第一史料は三国志で、一世紀半遅れて成立した後漢書ではない。
- ・まして三国志は三世紀の倭国を描いた同時代史料である。150年も後世に書かれた史料より、まず同時代に書かれた報告書を信憑するのがすじである。
- ・同時代史料と後世の史料に齟齬があり、後世史料が正しいとする場合は、具体的にその立証をしなければならない。同時代史料に多分「写し誤りがあったのだろう」という“あて推量”をもって「明確な論証」に代えてはならない。
- ・江戸時代から現在にいたるまで誰一人として「壹は臺の誤りである」と明確な論証で示した人はいない。

「観念と抽象にもとづく手法」でなく「史料批判にもとづく学問」  
をしなければならない。

### 2) 原史料の漢字をいかに読むか、否読みうるか（「臺」の読み方）

- ・すべての学者は「邪馬臺国」を採用し「臺」を「ト」と読んでいるが、果たしてそう読めるだろうか。
- ・史料批判の筋道からいえば、三国志で「夷蛮」の固有名詞（国名や王名・官名等）の表音表記において第一に「臺」字を用いている例、第二にそれを「ト」と読んでいる例があるかどうか調べねばならない。
- ・三国志には「夷蛮」の固有名詞の表音表記に「臺」はまったく使われていない。
- ・第二に「ト」という発音に対してどのような漢字が使われているかを調べると、「尉頭国」

「迷唐」「歩度寝」「戴胡」など「ト」と読みうる字、もしくは近似音の字が数多く使われているが、どこにも「臺」は使われていない。

- ・ 文書解読の立場（方法論）から見れば、原史料にある文字をいかに読むか、否、読みうるかの検証が先決だ。そのためには「その漢字をふくむ全史料」の中に同一字の使用例を検せねばならない。
- ・ しかるに人々はそれを行わぬまま、旧「誤用」に安易に依存し続けている。

**もし「邪馬台国」の名をさらに用いつづけようとしたのなら、論者は三国志の中で「夷蛮」の固有名詞の表記として「臺」が使われている証しを指摘しなければならない。**

### 3) 後世史料の取扱い（何故後漢書に「邪馬臺国」とあるのか）

- ・ 後漢書の倭伝には二つの性格がある。一つは「紀年記事」で、もう一つが紀年のない「地の文面」だ。
- ・ 「建武中元二年、倭奴国朝貢奉加す」、これが紀年記事で、その正確性は志賀島金印の出土により裏づけられた。国名について「倭奴国」と表記されている。これが一世紀の後漢時点の名称だ。
- ・ 一方、後漢書の地の文面に「国には女子多く、大人は皆四、五妻なり」とあるが、これは三国志の「国の大人は皆四、五婦、下戸も或いは二、三婦」を書き替えたものである。范曄が『漢書』地理志の記事を念頭に“恣意の造文”を行った可能性が高い（変更した他の例もある）。
- ・ 同じく「地の文面」にある「邪馬臺国」の場合も、范曄が「邪馬台国」と改文した可能性が高い（三国志の「邪馬壹国」を恣意的に変えたか、新しく入手した五世紀の史料をもとにしたものかの判断の根拠はない）。
- ・ 五世紀なら「臺」の使用に問題はない（『失われた九州王朝』参照）。従って「邪馬臺国」が五世紀の呼称としてなら一応認め得よう。しかし、これをもって一世紀（後漢）や三世紀（魏）の時点の呼称と見なすべき根拠は全くないのである。

**五世紀の後漢書に依拠して、三世紀の「邪馬臺国」を依然主張しうるかに錯覚している論者が絶えないのは何故か。学問の方法意識の欠如でなければ幸いである。**

## ハ. 「音当て」中心主義の弊害

### 1) 改定動機の独り歩き

- ・ 江戸の学者松下見林は倭人伝の中心国を大和にもっていくため原文を「邪馬臺国」に改定しそれを“ヤマト”と読んだ。そこでは倭人伝の行路記事などは一顧だにせず、ただ発音だけに頼った。
- ・ その後“ヤマト”が一人歩きを始め、新井白石は“ヤマト”と発音する地名をさがし、九州に山門（ヤマト）を見つけ邪馬台国九州説を唱えた。大和と読むために改定した「邪馬臺国」をもって、倭人伝の中心国を大和の中でなく九州に求めている。理解に苦しむ。
- ・ 明治以降も、白鳥倉吉、井上光貞、江上波夫、田中卓さらには佐伯有清まで大家と称される人々もすべて白石と同じ轍を踏んで「山門」という”改定同音地名”へと引かれているのは何故か。

**これらの論者は”改定動機を忘れた改定結果の独り歩き”という、方法論上の一大奇怪事に誰一人気が付いていないのである。**

## 2) 日本各地に「邪馬台国」が誕生

- ・『まぼろしの邪馬台国』において宮崎康平氏は、倭人伝の中に国名だけ記されている21か国を有明海の周辺等の地名に比定し、それらの国々にとりかこまれた中央部に「邪馬台＝山田」見つけられた。
- ・従来の手法と先後の関係が逆転しているものの「倭人伝の国名と現存地名とを等号で結ぶ」ことに研究の基礎が置かれた点、方法上、共通の土俵にあった。
- ・もっともこの手法がその後の「邪馬台国」論者の愛好するところとなり、この手法抜きにしては「邪馬台国」論議の“盛況”はあり得なかったともいえよう。
- ・しかし、方法論の問題とすれば、この手法の便利さはまた同時にこの手法の「危険」さに通ずる。

なぜなら日本列島各地の中心点、いわば己の欲する一点を中心にお好みの21か国比定がともかくも成立しうるからである。

## 3) 人名にも「音当て」主義を適用

- ・この種の「音あて」は国名だけではなく、人名比定にも使われた。
- ・内藤湖南は、卑弥呼を「ヒメコ」と読み、これを12代景行天皇の妹倭姫命（ヤマトヒメノミコト）と当てた。そして倭人伝にある「卑弥呼の男弟」を景行天皇に比定した。
- ・そうすると「兄弟の関係」や「天皇と女王の表記」が倭人伝と日本書紀で違ってくる。このため倭人伝の「女王と弟」の表記は「天皇と妹」の間違いで、いずれも“外国人としてありうること”とした。
- ・この「邪馬台国」研究史上、古くから使われていた手法が、埼玉県稲荷山鉄剣銘文においても再現された。
- ・鉄剣に記されている「獲加多支鹵」の五字を切り取り「ワカタケル」と読み、記紀の中の雄略天皇に当てた。
- ・ところが鉄剣にある大王の宮は「斯鬼宮」だが、記紀にある雄略天皇の宮は「朝倉宮」と、まったく違っている。
- ・また鉄剣には、被葬者が「左治天下」していたことが記されている。「左治天下」とは天子が女性または幼少であり実際上の統治が出来ないとき、これに代って親縁の実力者が統治を実行する時につかう言葉である。ところが記紀にある雄略の説話にこのような人物がいたことは記されていない。
- ・これらの矛盾点は”田舎者の間違い、大風呂敷”として問題を回避してしまっている。

史料にある人名を記紀の天皇名と結合する手法は、さまざまの矛盾点が連鎖のように生ずる。それでも構わず敢然と、ことを”原作者の責任に帰して文義を曲げる”という明治の内藤湖南の「音当て」中心主義の手法は今も続いているのである。

## 二. 史料処理の方法

### 1) 版本・写本の研究

- ・私の古代研究は、三国志の版本・写本の探求を出発点とした。私にとって「研究の常道」だった。
- ・親鸞研究においては、最古の「歎異抄」写本を底本に厳密な校本を作られた姫野誠二氏の著

書を基盤に研究を進めていった。

- ・この方法に従い三国志研究の時も、各種版本を調べてみた。そこにはすべて「邪馬壹国」と書いてあった。
- ・ところが三国志研究の場合、数ある写本・版本の研究について多くの学者は無関心であった。
- ・そしてあれほど“無邪気”に「壹→臺」の書き換えをしても、怪しまなかったのである。

一個の史料の中の一つのキー・ポイントを解き明かすには、その史料の各種写本群の精細な対照と検討が不可欠である。

## 2) 版本と類書の混同

- (a) 原書 = 『三国志』の場合陳寿が書いた本
- (b) 版本 = 木版で印刷された本
- (c) 類書 = 『三国志』の場合後世に作られた『梁書』『北史』『隋書』や『太平御覧』

- ・内藤湖南は、旧来の研究史上、もっとも版本問題に注意をはらっていた学者で、三国志の各種版本を参照した上、友人に「紹熙本」まで校正してもらっている。
- ・従って、湖南はそれら各種版本にはすべて『邪馬壹国』と記されていることを知っていたはずだ。
- ・しかし「卑弥呼考（明治 43 年）」において「邪馬壹は邪馬臺の訛なること言ふまでもなし。『梁書』『北史』『隋書』皆臺につくれり」と記し、肝心の「版本」（三国志そのものの版刻）問題を「類書」（梁書・北史・隋書）問題に”おきかえ”てしまっている。
- ・後代の類書にあるからといって、版本の記述を書き変えていいのだろうか。例えば『日本書紀』（八世紀）の記事を後代（十～十二世紀）の『扶桑略記』や『神皇正統記』にあるからといって軽々と「さしかえて」しまうことが否なることは明らかである。

版本の記事を「類書」などをもとに書き換える場合は「厳密な論証」が要求される。

## 3) 原書・版本の成立年代について。

- ・安本美典、佐伯有清氏は”古田の提示した『三国志』の版本は12世紀の成立だ。しかし「邪馬壹国」と書かれている『隋書・梁書』は七世紀の成立だ。だから「邪馬壹国」ではなく「邪馬臺国」が正しいという説を発表している。
- ・しかし次の表をみればすぐ分かる通り、原書、版本ともに「邪馬壹国」が先行している。安本美典氏は『太平御覧』『隋書』『梁書』などは「原書」の成立年代をとり、『三国志』については「版本」の成立年代をとっている。これは明白な“問題のすり替え”が行われている。

書名	成立年	成立年代						
		三世紀	五世紀	七世紀	十世紀	十一世紀	十二世紀	十三世紀
I) 原書(類書をふくむ)								
A 三国志	280~297年	A						
B 後漢書	429~439年		B					
C 隋書・梁書	633年			C				
D 太平御覧	977年				D			
II) 版本(現存最古)								
A 三国志紹興本	1131~62年						A	
B 後漢書紹興本	1131~62年						B	
C 隋書・梁書、百納本	1297~1307年							C
D 太平御覧慶元本	1195~1200年						D	

学問の世界で、“原書と版本を混同させ、紙上のトリック”をする手法は許されない。

#### 4) 「邪馬 x 国」説の登場と権威ある学者の判定

- ・「邪馬壹国」「邪馬臺国」と書かれた版本が複数ある場合、“各版本をいったん「等質・等距離」なものとして扱い、それらをわれわれ（後代の学者）が見比べ取捨・判定を下す”という手法がある。
- ・一見“公平”な処理法に見えるが、実際に運用する段階になると“取捨判別”の手が「権威ある判定者」の主観に委ねられてしまう。実体は公平に見える“等距離処理法”も「後代の権威ある権威者」の「恣意心証主義」に帰着する。

##### <親鸞研究の場合>

- ・親鸞研究の大家である梅原真隆氏は、東国門弟のリーダーである性信が書いた『親鸞証人血脈文集』の三本の写本、専琳寺本、順崇本、上宮本の研究において校訂本を作られ、専琳寺本にある“「法然一親鸞一性信」の三代の正当な継承を述べた一句”を「本集の眼目」とされた。そしてこの一句が順崇本、上宮本にないことから、『血脈文集』は性信系集団の偽作とする真宗史上の「定説」が出来上がった。
- ・しかし、わたしが発見したより古い形を伝えている連光寺本の研究により、『血脈文集』は性信により親鸞生存中に編集された真作であることがわかった。

##### <松川裁判の場合>

- ・「松川事件裁判」の時も、この“心証”を権威とするやり方が証拠自体のもつ「客観的な論証力」の有無を軽視し「誤判」を生んだ。これに対し広津和郎は「実証的な証拠」すなわち「明確な論証の連絡」による方法を貫いた。

**大家の”識見”という名の「判定」ではなく、各写本・刊本を詳細に比較研究することで「判定」を下さねばならない。**

#### 5) 別系統本の存在について

- ・版本、写本研究の中で“別系統本”の存在という問題がでて来る。
- ・『教行信証』を調べた時、現存の親鸞自筆本は唯一つ（坂東本）でも、親鸞が書いた『教行信証』はこの一つだけではないことがわかった。
- ・坂東本以前に初稿本（八行本文）があり、この「八行本文」成立後、繰り返し改紙・改稿が行われていた。
- ・『教行信証』の写本に専修寺本と西本願寺本があるが、この内容は坂東本と比べると“差異点があまりに多い”。しかしこれにより専修寺本と西本願寺本を単純に“あやまり多し”と断定することは出来ない。
- ・専修寺本や西本願寺本は坂東本の初稿本であったか、もしくは現存する坂東本の後に作られた、改稿『教行信証』が写本されたという、“別系統本”である可能性も視野にいれなければならない。
- ・『三国志』の「呉史残巻」という古写本を調べたことがある。この古写本は現存の『三国志』の当該部分と比べると異同が多い。従って現存の『三国志』そのものの祖型、というよりも、別系統本である可能性がある、ただし残巻という小部分だけでは明確な回答は出しがたい、と考えた。
- ・一部の学者は、現存する「呉史残巻」と現存の『三国志』との間に差異が多いのは現存『三



国志』に誤りのありうる証拠。そして「呉史残卷」にも「邪馬壹国」と書かれているので、魏志倭人伝の「邪馬壹国」も誤りかもしれない、との論法を進めている。あまりにも粗大な論法である。

- ・また古写本・古版本の新古は重要ではあるが絶対ではない。『三国志』の版本の場合「紹興本」と新しく作られた「紹熙本」では後者が古型を保っていた。

研究はあくまで厳正な古写本・古版本の処理方法にしたいが、進めていかねばならない。

## ホ. 研究の展開方法について

### 1) 仮説の「重層主義」を排す

- ・“仮説をたてそれを検証する”ことは学問の王道だ。
- ・“科学における仮説の数は少なければ少ないほどよい”これが自明の公理だ。“一の仮説をもうけることによって、矛盾と見えていた諸現象がピタリ、矛盾なき理解へと導かれる”その時に仮説が真理に転化する。
- ・しかし現在の「邪馬台国近畿」論者は、まず「大和」に合わせるために「邪馬台国」という仮定名称を採用している。これを「仮説」と置いてみると、次に「邪馬台国」を近畿にもってくるために、『三国志』原文にある「南」は「東」の誤りなど、第二の仮説が必要となってくる。さらには「一月は一日の誤り」、「倭人伝に魏使は卑弥呼に会ったと書いてあるが実際は倭都に行かなかった」など次々と仮説が必要になって来る。
- ・そして最後には“倭人伝自体が正確でなかったのだろう”というあいまいさ”の中に逃げ込まざるを得なかった。

わたしの場合、“三国志の全版本のしめす事実、そして倭人伝の記述をそのままうけいれる”という、自明の方法に従った。この時、従来の諸矛盾は、太陽の前の残雪のように次々に消え去っていった。

### 2) 短里問題と学界

- ・三国志に記されている「短里＝約76m」は「邪馬台国」研究の基礎的な問題にもかかわらず、学者・専門家はこれを顧ることなく、漢代の「長里＝約435m」が使われているとしている。
- ・しかし、谷本茂氏の“中国最古の天文算術書『周髀算経』”の研究により、短里が三国志に使われていることが証明された。
- ・『三国志』と『周髀算経』という、全く別の本が「一致した里単位」で書かれていることは、三世紀当時、この里単位が実際に用いられていた、という事実をしめしている。
- ・これにより「邪馬台国」研究史上、「定説」視されてきた「倭人伝里数値誇張説」は崩壊したのである。

これに対し「学界」は里単位問題に触れようとせずに「回避」を続けている。その間に「学界」における倭人伝研究は停滞してしまった。

### 3) 文献と考古出土物の一致

- ・従来の「邪馬台国」論争は倭人伝内の“紙の上の旅”に終始すればよかった。しかし今は考

古学的出土物との対応いかん、その検査が不可欠となっている。

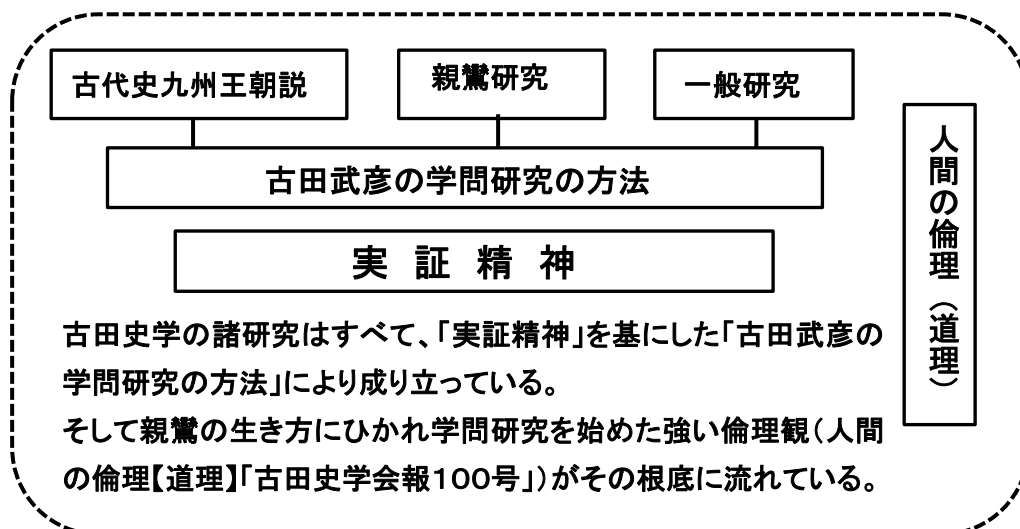
- ・倭人伝に記載されている「鏡・矛・冢・鉄・珠・玉・錦・帛布・金等」の弥生期出土分布図との対比が必要なのだ。たとえば「矛」の場合、「邪馬台国」比定地にそれが出るか否か、他処に比してどうか。それが問題の急所となる。
- ・これらすべての出土する中枢地は筑前中城（糸島郡、博多湾沿岸、朝倉郡）以外にない。
- ・ところが大和論者は、奈良盆地から“今後出てくるかもしれない”というあまりにも安易な論法をとり、考古学的出土物の検査を回避している。このようなことは真に学問的な論議に用いることは許されない。
- ・弥生時代の畿内は銅鍬・銅鐸の文明圏であることを出土物が示しているが、倭人伝に銅鍬・銅鐸の記述はない。
- ・さらに弥生時代後期における銅鐸の消滅は、神武たち東征軍が畿内の銅鐸国家を破壊した事実を示している。
- ・古墳時代においても、中国南朝につながる石人石馬、神籠石などが北部九州に出土している。これらは近畿天皇家のものではない。

考古出土物は古墳時代も含め、中国史書に描かれた「倭国」が筑紫にあったことを示している。

終わりに

自明のことを自明のこととして認める、そういう”目の開いた”人々が、ひとり、ひとり出現しはじめているのを目のあたりにする、それは何たる人間の歓喜であろうか。このような過分の幸せに会おうとは。これを望外といわずして何と言おうか。

### C. 古田武彦の学問研究の基本構造



2017年5月15日改 文責；大下隆司